

特別交付税の交付が過大

7件 不当金額(支出) 1億9470万円

(前年度 1件 1億1524万円)

1 特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法に基づき、普通交付税の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があるなどの地方団体に特別交付税を交付している。

特別交付税の額の算定方法は、特別交付税に関する省令(以下「省令」)において、特別の財政需要として算定の対象となる事項(以下「算定事項」)ごとに定められている。算定事項には、地域おこし協力隊員の設置等に要する経費(以下「地域おこし協力隊経費」)、空き家対策に要する経費(以下「空き家対策経費」)、移住・定住対策に要する経費(以下「移住定住経費」)、地方創生の推進に要する経費、観光立国の推進に要する経費(以下「観光立国経費」)等がある。

地方交付税法等に基づき、都道府県は、当該都道府県に該当する算定事項ごとに、特別交付税の額の算定に用いる資料等(以下「算定資料」)を作成して、同省に提出することとなっている。また、市町村は当該市町村に該当する算定事項ごとに算定資料を作成して都道府県に提出することとなっており、都道府県は管内市町村から提出された算定資料の審査を行って同省に送付することなどとなっている。そして、同省は、都道府県から提出又は送付された算定資料により、各地方団体に交付すべき特別交付税について、額を算定して決定し、交付することとなっている。

省令、算定資料の記載要領等によれば、特別交付税の額の算定は、都道府県又は市町村が負担する額に基づくことなどとされ、算定の対象となる経費が算定事項ごとに定められている。そして、他の算定事項において特別交付税が措置される経費については、算定資料の記載に当たり、これを重複計上しないよう除外することとされている。

2 検査の結果

3県及び3県の4市町において、算定資料の作成に当たり、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたり、算定の対象とならない経費を含めていたりなどしたため、3県及び4市町に交付された特別交付税計283億1810万円のうち計1億9470万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

県名	交付先	算定事項	年度	特別交付税交付額	過大に交付された特別交付税の額	摘要
福井県	勝山市	移住定住経費	平成29	9億6775万 円	275万 円	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
和歌山県	和歌山県	同	30	31億5751万	2897万	同
同	田辺市	同	30	23億6340万	162万	同
同	西牟婁郡 白浜町	観光立国経費	29	4億8429万	150万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
島根県	島根県	地域おこし協力隊経費	28、29	55億5489万	350万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めるなどしていたもの
		移住定住経費	30	32億7666万	4258万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
		小計		88億3156万	4608万	
徳島県	徳島県	空き家対策経費	28～令和元	110億3330万	1億1098万	算定の対象とならない経費を含めていたもの
同	小松島市	移住定住経費	平成29、30	14億8027万	278万	他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたもの
計				283億1810万	1億9470万	